

平成24年第3回定例会

建設水道常任委員会
会 議 録

期日：平成24年9月12日（水）

場所：大曲庁舎 第3委員会室

平成24年第3回大仙市議会定例会会議録

日 時：平成24年9月12日（水曜日）午前10時00分～午後1時47分

会 場：大曲庁舎 第3委員会室

出席委員（7人）

委員長	29番	竹原弘治	副委員長	11番	佐藤清吉
委員	4番	佐藤隆盛	委員	17番	児玉裕一
委員	21番	高橋幸晴	委員	23番	橋本五郎
委員	28番	千葉健			

欠席委員（0人）

なし

説明のため出席した者

建設部長	田口隆志	上下水道部長	小松春一
次長兼道路河川課長	福田繁	水道課長	足達隆
道路河川課参事	今野徳吉	水道課参事	佐藤勉
道路河川課参事	五十嵐直樹	水道課参事	佐々木忍
都市管理課長	井関由紀夫	水道課参事	小西智
建築住宅課長	佐藤喜八郎	次長兼下水道課長	岩谷友一郎
土地区画整理事務所長	山本伸夫	神岡支所農林建設課長	今辰雄
土地区画整理事務所参事	三浦龍市	西仙北支所農林建設課長	齋藤雄幸
土地区画整理事務所参事	千葉信夫	中仙支所農林建設課長	鈴木清仙
土地区画整理事務所参事	吉野一利	協和支所農林建設課長	佐川勝
		南外支所農林建設課長	伊藤誠一
		仙北支所農林建設課長	佐々木博
		太田支所農林建設課長	佐藤朗

議会事務局職員出席者

主 幹 堀江孝明

審査議案等

- 議案第140号 大仙市公共下水道事業区域外流入受益者分担及び負担に関する条例の制定について
- 議案第143号 平成23年度大仙市上水道事業剰余金の処分について
- 議案第144号 平成24年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について
- 議案第145号 平成24年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入額の変更について
- 議案第147号 平成24年度大仙市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第148号 平成24年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第149号 平成24年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第173号 平成23年度大仙市上水道事業会計決算の認定について
- 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について
- 閉会中の委員派遣について

午前10時00分 開 会

○委員長（竹原弘治） おはようございます。本日は本会議休憩中のところをご出席いただきまして、ありがとうございます。今年の夏はご承知のように大変厳しい暑い夏でございました。もうすでに残暑の時期に入っているわけですが、それでも連日30度を超す暑さ、夏の余韻が残っているわけで、仕事するにしても、私生活でも大変な夏であったなど、農作業の関係等について、農作物についても、これから収穫というようなことですが、若干そういう意味で懸念しているところがございます。

請願、陳情に係る処理の経過及び結果報告が本会議初日に議長報告されましたが、当常任委員会で審査した、穂田原集落を周回する側溝改良に関する事及び協和地区の小平、岩瀬、湯野沢地域の早期堤防構築に関する事の報告がありましたので、ご覧になった委員の方々もおられると思いますが、どうかご確認下さるようお願い申し上げます。

それと、所管事務における調査を先般依頼しました、本当にご多忙にもかかわらず、ご報告をいただき、建設部及び上下水道部の皆様にはお礼申し上げます。ありがとうございました。

付託案件の審査に入る前に、各委員にご報告申し上げます。

本日9時30分から議長室において、議会改革推進会議の武田委員長から議長に対し、市政懇談会実施報告書が提出されました。

その後お手元に配付のとおり、市民から出された要望・提言のうち、担当常任委員会所管の項目について、議長から調査依頼があったところがございます。

については、調査依頼書の各項目について、今後、所管事務調査等を実施し、回答することになりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、調査結果については、ホームページに掲載されるとともに、来年度実施される市政懇談会の資料になるものであります。

また、調査は今年12月定例会までに結論を出すこととなりますが、調査時期等については、委員長にご一任くださるようお願い申し上げます。

それでは、只今より建設水道常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託されました事件について、別紙日程表のとおり審査致しますので、よろしくお願い致します。

なお、正確な会議録の作成のため、発言をする際は、委員長の許可を得たあと、

マイクのスイッチを入れて、お願いいたします。

審査に入る前に、当局から挨拶ありましたらお願いいたします。はじめに田口建設部長。

○建設部長（田口隆志） あらためまして、おはようございます。

建設水道常任委員の皆様には、お疲れのところ、常任委員会を開催いただき厚くお礼申し上げます。

始めに市長の市政報告の中にもありましたが、去る8月25日に開催されました第86回全国花火競技大会は天候に恵まれ昨年より6万人程多い約76万人の人数となり、盛会裡に幕を閉じております。我々建設部は例年通り駐車場を担当いたしました。一般車及びバスを含め9,500台を超える車両の駐車を扱いましたが、特別なトラブルもなく、無事に役目を果たすことが出来ました。非常に暑い中の業務であり従事者には大変御難気をかけております。

さて、本日ご審議をお願いいたします建設部所管分は、昨日の本会議第3日目に、当常任委員会に付託となりました、補正予算案1件でございます。補正予算の内容でございますが、当初には必要最小限の予算としておりました、除雪対策費につきまして、通年予算に組み替えを行っております。また、災害復旧費につきましては、4月に凍上災害の査定を受けた結果に基づき10路線の舗装復旧工事費を計上しております。各案件につきまして、道路河川課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認たまわりますようお願いを申し上げます。また、委員会審査終了後に大仙市LED街路灯ESCO事業につきましてご報告させていただきたいと準備しておりますので、お忙しい中恐縮でございますが、よろしくお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。

○委員長（竹原弘治） はい、ありがとうございます。次に小松上下水道部長。

○上下水道部長（小松春一） 本日は、大変お疲れのところご審議を賜りまして、誠にありがとうございます。

この場をお借りいたしまして、諸般のご報告をさせて頂きたいと存じます。

始めに、雄物川の渇水に伴う簡易水道の取水制限についてでございます。このことにつきましては、6月定例会でも若干ご報告させていただいておりますし、今定例会の市政報告でもふれておりますが、雄物川から暫定豊水水利権により取水している簡易水道である、南外地区及び西仙北地域の刈和野・大沢郷、計3カ所につきまして、この通り異常ともいえる好天続きによりまして、基準観測点における規定

水量を下回った日が多々ありましたことから、6月12日から今日現在まで、計12回の取水停止を実施しております。

この間、湯沢河川国道事務所の配慮によりまして玉川ダム群からの放流増量などによりまして、断水等給水制限の実害は発生しておりませんが、渇水状況やダムの貯水量が猛暑によりまして深刻な状況となりましたことから、取水に関する調整案といたしまして、昨年度も実施した経緯がございますけれども、大曲上水道の取水量を、これを調整いたしまして、3地区に取水量ぎりぎり耐える措置をとらせてほしいと協議を重ねておりました。また、その8月29日になりまして、この調整案を緊急避難的な措置といたしまして、暫定的に承認をいただき、9月6日に開催された雄物川水系渇水情報連絡会において、各利水者からも承認を得たことから、同日付で正式にこの制度を運用できる運びとなったところでございます。

現在は、ダム群に変わりまして田沢湖からの前倒し放流や農業水利が非かんがい期に入ったことなどから、雄物川の流量は比較的安定しておりますが、非常時には水道事業間の調整取水と組み合わせ、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

つづきまして、西仙北地域の刈和野簡易水道におきまして、業務等の手続きミスから利用者の方にご迷惑をおかけしました件につきましてご報告をさせていただきます。この内容でございますけれども、利用者の方から水道料金につきまして、それまでは口座引落の制度を利用していたものを、本人からの申し出により現金払いに変更したいとなった訳ですけれども、この間、担当者の手続きミス等が重なったために、翌月後口座引落のままであると本人から指摘された事案でございます。この利用者の方とは過去にも、昨年度でありますけれども、水道の閉栓開栓手続きでご迷惑をおかけした事実がございまして、この度、度重なる不手際がございましたことから、担当課長、職員2名を訓告、支所長を嚴重注意として処分があったものでございます。水道課といたしましては担当職員の執行体制の再確認はもちろんでありますが、チェック体制の不備も一因であると考えまして、こうした一連の業務手続きに関し、チェック体制のあり方について具体的に指示を出したところであります。こうした水道業務に係わるミスはあってはならないことであり、協和地域で発生した閉栓トラブルがあったにも関わらず、今回の事案に反省点が生かされなかったのが、誠に申し訳なく心からお詫びを申し上げる次第でございます。まことに申し訳ございませんでした。今後、業務に対する姿勢やチェック体制の確実な構築を、業務ミスを未然に回避する対策に万全を来して参る所存でございますので、何

卒ご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、上下水道部から今回ご審議をお願いいたします案件は、まず、上水道事業会計の平成23年度決算につきまして、利益剰余金の処分及び決算認定をお願いするものでございます。

また、上水道課からは、中仙地域の豊岡地区簡易水道におきまして、橋梁添架管から現在漏水しております、これらの改修に要する経費の補正予算案と、これに伴う一般会計からの簡易水道事業特別会計への繰入額の変更をお願いする案件でございます。

下水道課からは、公共下水道事業におきまして、区域外からの流入申し入れがあった場合などに対応するため、新たに公共下水道事業区域外流入受益者分担及び負担に関する条例の制定案1件、農業集落排水事業特別会計における、協和、太田地域の汚水処理関連施設の修繕及び前年度決算実績におきます消費税納税額の確定による補正並びに、事業最終年度となる角間川地区におきまして、ポンプ施設に対する自家発電設備が補助対象として認められたことから、この施設設置に要する経費といたしまして、補正予算案、これに伴います一般会計から同事業特別会計への繰入額の変更をお願いする案件1件であります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長がご説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご認定・ご承認賜りますようお願い申しあげまして、ご挨拶とさせていただきます。

○委員長（竹原弘治）はい、ありがとうございました。

○委員（橋本五郎）はい、委員長。

○委員長（竹原弘治）はい、橋本委員。

○委員（橋本五郎）報告の中に、小松部長が西仙北地域のことであったんですけども、新聞紙上にまで今日の今朝の、そこまでいかないうちにもっと早いうちに、お話しが出来て、和解できえないものなのか、そのあたり部長として、それからもう一つ、支所の建設課の担当の方、地元の議員が何も知らなかったんだな、そういう話、一切なにも地元の議員方に相談かけていないということなんだ、我々議員と同じでファックスで初めて知った、やはり地元の議員という方々で、こういう事件が発生したんだけどもというような報告があつてよろしいのではないかと、私自身はそう思うのです、そのあたりちょっと。

○上下水道部長（小松春一）はい、委員長。

○委員長（竹原弘治）はい、部長。

○上下水道部長（小松春一）ただ今の件につきましてございますけれども、私どもも西仙北支所から報告いただいて、その間、報告いただく前にも支所の担当者並びに課長が再三、この佐藤さんという方ですけれども何回かお会いしまして、お詫び方々善後策を講じたということはお聞きしております。ただあのこの佐藤さんという方の、今回、去年に引き続きまして、同じ方に2回ご迷惑をおかけしたということ、なかなか、要は処分に関しましても、正直に申し上げますと処分まで至らないと私は納得できないとまで言われたそうで、したがって、この件も私も同席しまして市長まで報告いたしたわけでございますけれども、やはりその二度に渡るミスというのは許されないということで処分しますという結論をいただきまして、その内容を文書にいたしまして、本人に伝えたところでございます。今回の事案は、実はその佐藤さん本人が新聞社に投げ込みしたという内容なようですけれども、この文書持ちながら、支所長が直接伺ってお詫びしながら文書の内容を、朗読したと伺っておりますけれども、残念ながら新聞報道まで至ってしまったというのが経緯でございます。

○委員（橋本五郎）こういう事件は、あってはならないことというのはあるんだな、だからそれに対して、どう早期に対応して、お互いに和解をしながら、やはり同じ大仙市の市民であるところを卒の無いようによろしくお願いします。

○上下水道部長（小松春一）はい、わかりました。申し訳ありませんでした。

○委員長（竹原弘治）それでは、さっそく審査に入ります。

はじめに議案第140号、大仙市公共下水道事業区域外流入受益者分担及び負担に関する条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。岩谷下水道課長。

○下水道課長（岩谷友一郎）恐縮ですが、座って説明させていただきます。資料No. 1、議案書の7ページから10ページになります。

議案第140号 大仙市公共下水道事業区域外流入受益者分担及び負担に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。本条例は、公共下水道事業において、当該事業の認可を受けている区域に隣接する区域外からの流入汚水を処理する場合の受益者分担及び負担に関する、新たな条例を整備するものであります。なお、この分担及び負担という文言の適用、使い分けについてであります。現行の各地域の条例につきまして都市計画区域の公共下水道事業である大曲及び神岡地域の2地域については、都市計画法を適用しての受益者負担に関する条例としております。

また、都市計画区域の公共下水道事業と都市計画区域以外の特定環境保全公共下水道事業合わせて同一条例としている西仙北地域、特定環境保全公共下水道事業に係る条例としている中仙、協和、南外及び仙北地域につきましては、地方自治法を適用しての受益者分担に関する条例としております。この後、分担及び負担について併せて説明する場合は、分担等あるいは分担金等と述べますので、ご了承お願いいたします。

現在、公共下水道事業の施行に係る受益者分担金等につきましては、当該事業の認可を受けている区域内の汚水等の処理を行うため、大仙市各地域の公共下水道事業ごとに定めている条例に基づき徴収をしております。この認可区域につきましては、一定の面積を、一定期間5年ないし7年ごとに見直しをしてきておりますが、宅地等の開発が進み、見直しにより区域編入の前に、区域に隣接する区域外からの、個別の汚水の流入希望も実際には出ております。今後も、特に大曲及び仙北地域において、この区域外流入の希望が出てくることが予想されることから、接続可能な個別事案に対しまして、適切に対応していくため、区域外から流入する場合の受益者分担及び負担に関して、必要な事項を定め、下水道の普及促進を図るものであります。

議案書の8ページ、条例案であります。第1条は総則、第2条は認可計画区域外からの流入とする区域外流入の定義であります。第3条は受益者分担金等の額、賦課、徴収、徴収猶予、減免、受益者変更及び延滞金について、現行の各地域の公共下水道事業の受益者分担等に関する条例をそれぞれ適用するとする規定であります。処理区ごとに区域内接続と区域外接続の分担金等の額は、同一になるものであります。

次に9ページになります。第4条は、当該区域外流入として、一端受益者分担金等を納付した者の土地が、後に当該公共下水道事業区域内に編入となった場合は、新たには当該公共下水道事業に係る受益者分担金は徴収しないとする規定であります。

附則におきまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

なお、上位法である都市計画法に基づいている大曲地域及び神岡地域につきましては、都市計画法に規定する延滞金の率、年14.5%に整合させるため、附則2において、現行の大曲市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の内、第12条の延滞金の率、年14.6%を14.5%に、同じく附則3において、現行の大仙市神岡地域公共下水道事業受益者負担に関する条例の内、第9条の延滞金の率、年

14.6%を14.5%にそれぞれ改めるとするものであります。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治君） 当局の説明が終了しました、これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。なにかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（竹原弘治） 次に議案第143号、平成23年度大仙市上水道事業剰余金の処分についてを議題とします。

当局の説明を求めます。足達上水道課長。

○上水道課長（足達 隆） それでは、議案第143号 平成23年度大仙市上水道事業剰余金の処分につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の15ページをお願いいたします。本議案は、平成23年度大仙市上水道事業の未処分利益剰余金のうち、1億円を減債積立金、5千万円を建設改良積立金として処分し、それぞれ企業債の償還、建設改良工事費に充当するため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。資料No.4の大仙市公営企業会計決算書の後半になりますが、大仙市上水道事業会計決算書の8ページをお願いいたします。

平成23年度大仙市上水道事業剰余金処分計算書(案)で、ご説明申し上げます。

当年度未処分利益剰余金1億8千98万5,918円のうち、利益剰余金処分額として、減債積立金に1億円、建設改良積立金に5千万円の、合わせて1億5千万円を積み立て、残額3千98万5,918円につきましては、平成24年度へ繰り越すものでございます。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認たまわりますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） 当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（竹原弘治） 次に議案第144号、平成24年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。足達水道課長。

○水道課長（足達 隆） それでは、議案第144号 平成24年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更についてご説明申し上げます。

議案書の16ページをお願いします。

本案は、地方財政法第6条の規定により、議会の議決をお願いするものであり、大仙市簡易水道事業特別会計における、中仙地域の豊岡地区簡易水道事業の橋梁添架配水管布設替工事費に充てるため、一般会計からの繰入額を5億5,249万7千円以内から934万7千円を補正し、5億6,184万4千円以内とするものでございます。

それでは、中仙地域、豊岡地区簡易水道事業の橋梁添架配水管布設替工事の概要についてご説明申し上げます。お手元に配布してございます、資料No.2-1、平成24年度補正予算案9月補正、主な事業の説明書24ページをお願いします。併せまして、A3版の上水-2、平成24年度第3回大仙市議会定例会、建設水道常任委員会資料1ページと2ページに当該地域の位置図、箇所図等を掲載してございますので併せてご参照を願います。豊岡地区簡易水道は平成元年から給水を開始して

おりまして、栗沢字社前地内の堤下橋の橋梁添架配水管も敷設後20年以上が経過して、老朽化が著しくなっております。当該橋梁添架配水管は、本年4月に漏水が発生し、修繕をしておりますが、7月に別な箇所でも漏水が発生しまして、今後も他の箇所から漏水が発生し断水するおそれがあることと、保育園・小中学校などを含む影響加入者が多いことから、この際、当該橋梁添架配水管の布設替えを行い、水道水の安定供給を計るものでございます。

工事の概要でございますが、不断水連絡工一式、仮設配管布設工は撤去を含みますが、延長36.9m、管径150ミリのステンレス鋼管を予定しております。配水管添架工は、延長15.5m、管径150ミリの水道配水用ポリエチレン管を予定しております。路面舗装工は11㎡を見込んでおりまして、工事費は941万2千円を見込んでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） はい、当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。なにかございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（竹原弘治） 次に議案第145号、平成24年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入額の変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。岩谷下水道課長。

○下水道課長（岩谷友一郎） 議案書の17ページになります。議案第145号、平成24年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入額の変更につきまして、ご説明

申し上げます。

本案は、大仙市農業集落排水事業特別会計における、維持管理費及び大曲地域角間川地区農業集落排水事業の事業費に係る補正経費として、平成24年第1回市議会定例会で議決をいただいている一般会計からの繰入額を7億4,732万4千円以内から、5億81万9千円増額し、7億5,314万3千円以内に改めることにつきまして、地方財政法第6条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

それでは、特別会計の補正の内容についてご説明申し上げます。お手元に配布の、資料No.2-1 主な事業説明書とA3横の委員会資料下水-1を併せてご覧願います。事業説明書は25ページ、A3横の委員会資料は1ページになります。

委員会資料1ページでございますが、繰入額変更の内訳であります。24年度大仙市農業集落排水事業特別会計の歳出において、主に3点でございますが、農業集落排水維持管理費5億72万1千円につきましては、需用費として修繕料、それから公課費として消費税であります。それと事業費1,200万円の合わせて1,772万1千円の補正が必要となり、これに伴い歳入において一般会計繰入金5億81万9千円の補正をお願いするものであります。まず維持管理費の補正であります。最初に、需用費として、施設の修繕に係る2億94万9千円の補正につきましては、A3横資料の2ページになります。協和地域水沢地区と一ノ渡地区の中継ポンプの通報装置が、バッテリー劣化により電子制御基盤が破損し、集中監視システムへのポンプの稼働状況の通信機能が失われているため、基盤交換修繕料、3台で1億50万円の補正。次に宇津野地区処理場の汚泥供給ポンプが経年劣化により、2台の内1台が稼働停止、1台が供給機能低下の状況となっており、適正な稼働状況を確保するため、2台のオーバーホール修繕料3億99万9千円の補正であります。

次に同じく資料の3ページ、太田地域今泉地区処理場のばっ気攪拌装置1台が電動機の絶縁不良により稼働停止となっているため、工場へ搬入してのオーバーホール・部品の交換修繕費1億5万円の補正であります。これら、部品交換及び修繕等に関しましては、実施の段階でさらに精査のうえで適切に対応していきたいと考えております。資料4ページから協和及び太田地域の写真を添付しておりますのでご参考にしていただきたいと思います。

次に、同じく維持管理費の公課費として、消費税に係る2億77万2千円の補正につきましては、事業説明書の25ページの中段になります。

下水道事業は、水道事業と同様に、料金等に含んで受け取る「預かり消費税」と、

物品購入や工事請負費に含まれる「支払消費税」を比較して、預かり消費税、受け取った消費税が支払消費税よりも多ければ納税、その逆の支払消費税が預かり消費税よりも多ければ還付を受けることとなっております。これは、前年度決算の実績に対して計算しまして、納税又は還付を申告するもので、24年度の申告は、23年度決算実績が対象となりますが、23年度末に23年度の農業集落排水事業費の内、約6,800万円が、24年度に繰り越しとなったため、この繰り越し分に含まれる消費税が23年度決算から減じられる形となったために、相対的に預かり消費税が多くなって、納税額が増となって、補正が必要になったものであります。なお、この繰越事業費につきましては、24年度決算実績として、25年度の消費税申告に反映されることとなります。

次に、事業費1,200万円の補正であります。A3横の委員会資料7ページをお願いいたします、事業説明書は26ページになります。角間川地区農業集落排水事業において、補助電源としての自家発電装置設置工事に係る事業費の追加割り当てに伴う補正をお願いするものであります。資料7ページは位置図でございます。角間川地区の秋田自動車道を挟んで、図面でいえば上側、東側の中野集落につきましては、地盤が泥炭層で軟弱なため、下水道本管の埋設深が3mから4mになる通常工法では、土止め工など仮設費が掛かり増しになることから、管が浅埋設となる真空方式を採用しております。この下水道管の埋設深は約1mであります。次のこの7ページと8ページを併せてご覧願います。真空システムであります。直径100mmの下水道管内を真空にすることにより、各家庭からの汚水を吸い込み、集めて、中継ポンプにより処理場方向である木内集落に圧送する方式で、真空にするための真空ステーションと圧送するための中継ポンプには常に電源が必要であります。停電になりますと、各家庭の公共枡である真空ユニットの弁が開かないため、停電が長時間となり汚水が排除され続けると、汚水があふれる危険性が高まります。このため、補助電源として、可搬式自家発電機の配置を最終年の24年度に計画しておりましたが、23年度の県のヒアリングにおいて、可搬式は目的外使用も可能との理由から補助対象として認めてもらうことができませんでした。ただ今年に入っても、さらに県との協議を進め、屋外固定型自家発電機とすることで補助対象となる了解を得たものであります。資料の9ページは設置のイメージ図であります。発電機の設置は、中野集落側の真空ステーションと2号中継ポンプの近くに、1基配置し、秋田自動車道付近の1号中継ポンプにはケーブルで送電して、停電に備えるものであります。この補助電源施設1式に係る事業費は約1,500万円となりま

すが、今回、当初割り当て事業費の差額について追加割り当てを受けたもので、事業費1,200万円の補正をお願いするものであります。

以上、農業集落排水事業特別会計に係る補正内容につきましてご説明いたしましたが、これに伴う繰入額の変更につきまして、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） 当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。なにかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（竹原弘治） 次に議案第147号、平成24年度大仙市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

なお、所管関係課の内容を一括説明いただき、まとめて質疑、討論、採決を行いますので、ご協力をお願いいたします。

では、当局の説明を求めます。はじめに福田道路河川課長。

○道路河川課長（福田 繁） それでは、議案第147号 平成24年度大仙市一般会計補正予算（第4号）の内、道路河川課所管分について、ご説明申し上げます。

はじめに事項別明細書により歳入について、ご説明申し上げますので、資料No.2の補正予算書9ページをお開き願います。14款国庫支出金、1項国庫負担金、4目災害復旧費国庫負担金は、1億1,876万4千円を補正するものであります。

これは、歳出において詳しくご説明を申し上げますが、1節公共土木施設災害復旧費負担金において、道路橋りょう災害復旧費負担金を活用いたしまして、凍上災

の災害復旧に係る経費の補正でございます。

次に、10ページをお願いいたします。15款県支出金、3項委託金、6目土木費委託金、3節道路橋りょう費委託金1,000万円は、県道除雪費委託金として、中仙・協和・南外地域において、県道の一部を市が実施する経費として、県からの支出が見込まれるものであります。次に18款繰入金、1項繰入金、1目基金繰入金、6節環境保全基金繰入金257万1千円は、基金繰入金を活用して、河川の堆積土砂の浚渫等に係る経費の補正であります。

次に、11ページであります。20款諸収入は、5目雑入の内、神岡地域の流雪溝利用者283戸からの協力金として、158万5千円の補正であります。

次に歳出でございます。補正予算書の19ページと資料No.2-1主な事業の説明書は16ページから23ページになります。8款土木費、2項道路橋梁費は7億7,912万4千円の補正をお願いし、補正後の額を19億9,123万8千円とするものであります。この内訳であります。まず、1目道路橋梁総務費、11事業、道路台帳作成経費は、13節委託料に2,241万6千円の補正をお願いするものであります。これは、事業説明書に記載のとおり、太田地域を除く7地域におきまして、主に昨年度道路改良などを実施した路線53.173kmにおいて、道路台帳の加除・修正業務に要する経費でございます。今年度は平年に比ばまして業務費がふくらんでおりますが、これは仙北地域において、圃場整備の完成を待って道路台帳の加除修正することとしており、今回圃場整備が完了した一部の地区の加除修正を行うためふくらんでおります。

次に、2目道路維持費は、7億5,053万9千円の補正をお願いし、補正後の額を11億7,781万2千円とするものであります。10事業、道路維持管理費は、神岡、西仙北、協和、南外、仙北地域において、道路修繕等に要する経費として、907万1千円の補正であり、補正後の額を2億8,144万4千円とするものであります。内訳であります。11節需用費、357万6千円は、地下道の自家発電機修繕及び市道維持修繕パッチングに要する経費でございます。14節使用料及び賃借料、154万9千円は、側溝清掃のための重機借り上げに要する経費でございます。15節工事請負費、394万6千円は、舗装の損傷が著しい路線のオーバーレイ等を実施する経費でございます。各地域の所用額は、説明欄に記載のとおりでございます。お手元に道路-1の資料がございますのでご覧いただきたいと思っております。1ページ目が神岡地域の維持管理費に伴います箇所図になってございま

す。3箇所ございます。2ページ目が西仙北地域でございまして2箇所の側溝清掃工事の位置図を添付してございます。3ページ目が協和地域でございまして舗装改良工事の位置図を添付してございます。4ページが南外地域でございまして、凍上災の合併施工箇所に伴います路線を記載してございます。5ページが仙北地域でございましてパッチング舗装等の位置図でございます。それでは補正予算書の方に戻っていただきたいと思っております。12事業、除雪対策費、7億3,511万3千円は、今冬の除雪に対応するため、除雪作業委託等の経費の補正をお願いするものであり、補正後の額を8億848万円とするものであります。特定財源といたしまして、歳入でご説明いたしましたが、中仙、協和、南外地域において実施している県道除雪の負担金として見込まれる県支出金1,000万円及びその他の財源といたしまして神岡地域の流雪溝利用者協力金158万5千円を充当する予定でございます。内訳であります。7節賃金207万6千円は、交差点周辺の除雪作業や雪捨て場管理作業、交通誘導等に係る臨時職員の賃金でございます。11節需用費、9,769万3千円は、各地域における除雪作業車両の修繕料、燃料費、消耗品等でございます。12節役務費は288万5千円、除雪作業車両の部品交換手数料等でございます。13節委託料、5億8,256万5千円は、除雪作業の委託であります。これは過去の実績に基づき、平年並の165時間の稼働時間を見込んでおります。14節使用料及び賃借料、3,171万9千円は、排雪作業等に使用する除雪機械・運搬用ダンプ等の借り上げ料であります。16節原材料費、248万円は、各地域における道路補修合材の経費であります。19節負担金補助及び交付金、1,565万8千円は、大曲・神岡・西仙北・中仙地域における、流雪溝・消雪組合に対する電気料金の負担金であります。27節公課費3万7千円は、自動車重量税に係る経費でございます。

次に20事業、道路側溝等環境改善事業費は、498万7千円の補正をお願いし、補正後の額を1,523万3千円とするものであります。内訳であります。13節委託料、467万8千円は、道路側溝の汚泥処分料の経費であり、今後の市民要望に応えるため補正をお願いするものであります。

60事業、消雪施設等補助金は、先に8件が交付決定済であり、今後2件の申請が見込まれることから、136万8千円の補正をお願いし、補正後の額を536万8千円とするものであります。

次に、4目道路新設改良費は、616万9千円の補正をお願いし、補正後の額を

4億2,762万2千円とするものであります。

32事業、道路改良事業費は、大曲、協和、南外地域において、道路改良等に要する経費として、616万9千円の補正であり、補正後の額を2億9,307万7千円とするものであります。内訳であります、13節委託料、467万9千円は、大曲地域分の分筆登記事務委託及び南外地域分の路線測量業務委託費の経費でございます。20ページをお開き願います。15節工事請負費、149万円は、協和地域分として、流雪溝流末の吐出口の位置を変更する工事費でございます。それではまた、参考資料の方を開いていただきたいと思ひます。6ページをお願いいたします。6ページ、7ページが先程申しました大曲地域の分筆登記の業務内容の位置図を添付してございます。路線名は金谷町1号線となっております。8ページ、9ページが協和地域の側溝改良工事の図面でございます。施工延長は14mを計画してございます。10ページ、11ページが南外地域におきます、路線測量業務の委託図面でございます。本年度は1キロの業務委託をお願いするものでございます。それではまた補正予算書の方にお戻りいただきたいと思ひます。

5項河川費、1目河川総務費、11事業、河川維持管理費は、500万円の補正をお願いし、補正後の額を1,103万2千円とするものであります。特定財源といたしまして、歳入でご説明いたしましたが、その他の財源として、環境保全基金繰入金257万1千円を充当する予定であります。

これは、協和地域におきまして、県が実施する河道整正事業の上流部にあたる3河川におきまして、災害を未然に防止することを目的に、堆積土砂を浚渫するための経費として補正をお願いするものであります。内訳であります、14節材料及び賃借料は、重機等の借りに要する経費として242万9千円、15節工事請負費は、土砂浚渫に要する工事費として257万1千円であります。それでは資料の方をお開き願いたいと思ひます。12ページでございます。3河川の位置図を添付してございます。13ページ、14ページ、15ページにつきましては、それぞれ3河川の現在の河川の状態を写真で添付してございますので、ご参考にしていただきたいと思ひます。それではまた、補正予算書の方にお戻りいただきたいと思ひます。

補正予算書の24ページをお開き願います。11款、1項、1目、11事業、道路橋りょう災害復旧事業費補助分についてであります、これは、平成24年2月低温により被災した、市道の凍上災害箇所につきまして、第2回定例会において補

助災害復旧事業に係る測量及び設計委託費の補正の議決をいただいたところでございます。それに伴いまして、今般、国庫負担法に基づく災害査定が、3次査定として7月2日から7月5日までの4日間、4次査定といたしまして7月30日にそれぞれ行われまして、凍上災の災害復旧に係る事業費が確定したところでございます、4地域分合わせて1億7,817万8千円の補正をお願いするものであります。

特定財源といたしまして、国庫支出金1億1,876万4千円、地方債5,920万円を見込んでおります。内訳でございますが、11節需用費は、事業の執行に係る消耗品の事務的経費として12万円の補正、15節工事請負費は、査定を受けました10路線の舗装復旧工事に要する経費として、1億7,805万8千円の補正であります。それでは最後になりますが、資料の方の16ページの方をお開き願いたいと思います。被災箇所一覧表、位置図、被災写真を添付してございますが、被災箇所一覧表により、各地域のそれぞれの概要につきまして、ご説明を申し上げます。

16ページでございます、大曲地域は、2路線で延長2,627m、工事費6,896万6千円であります。西仙北地域は、2路線で延長1,450m、工事費3,571万3千円であります。中仙地域は、3路線で延長1,936m、工事費3,961万円あります。南外地域は、3路線で延長1,557m、工事費3,376万9千円あります。合わせますと、10路線、延長、7,571.7m、工事費は1億7,805万8千円となるものでございます。17ページ、18ページ、19ページにつきましては大曲分の写真でございます。20ページが西仙北地域でございまして、21ページ、22ページが現在の被災状況の写真でございます。中仙地域が23ページ、24ページ、25ページ、26ページとなっております。27ページが南外地域でございまして、28ページ、29ページ、30ページとなっております。それぞれの被災報告の写真を添付してございます。

以上、議案第147号平成24年度大仙市一般会計補正予算（第4号）の内、道路河川課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治）次に足達水道課長。

○水道課長（足達 隆）議案第147号平成24年度大仙市一般会計補正予算（第4号）の内、上下水道部水道課に係る補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算書の15ページをお願いいたします。今回の補正は、4款・衛生費・3

項・1目・簡易水道費にかかる簡易水道事業特別会計への繰出し金の補正でございます。90事業、簡易水道事業特別会計繰出し金は、議案第144号でご説明申し上げましたとおり、大仙市簡易水道事業特別会計において、中仙地域の豊岡地区簡易水道事業の橋梁添架配水管布設替え工事費に充てるため、一般会計からの繰出し金を934万7千円補正し、補正後の予算額を5億6,184万4千円とするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治）はい、次に岩谷下水道課長。

○下水道課長（岩谷友一郎）議案第147号平成24年度大仙市一般会計補正予算（第4号）の内、下水道課所管分につきまして、ご説明申し上げます。

9月補正予算書の17ページをお願いいたします。今回の補正は、農業集落排水事業特別会計への繰出金の補正であります。6款・1項・5目・90事業・農業集落排水事業特別会計繰出金は、議案第145号、繰入額の変更についてでご説明いたしましたが協和・太田地域の修繕並びに消費税に係る農業集落排水維持管理費及び角間川地区農業集落排水事業費に係る特別会計の補正に伴い、581万9千円を補正し、補正後の予算額を7億5,314万3千円とするものであります。

以上、下水道課所管分について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治）当局の説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。なにかございませんか。はい、高橋委員。

○委員（高橋幸晴）凍上災ですけれども、これあの各地域どこにでも痛んでいる地域のあるんですけれども、判定するにあたって何か規則みたいなものあるのか。

○道路河川課長（福田 繁）採択なる条件のお話しでしょうか。

○委員（高橋幸晴）はい、そうです。

○道路河川課長（福田 繁）補助でやれるその凍上災の規格につきましては、10年確率凍結指数を超える低温により発生した災害という定義付けがございまして、過去10年間の凍結指数の、今手元にもあるんですが、それを基に、その凍結指数を勘案して対応すると、こういうふうになってございます。

○委員（高橋幸晴）10年たってということですか、10年経過して。

○道路河川課長（福田 繁）10年確率凍結指数を超える低温により発生した災害という定義付けです。

- 委員長（竹原弘治）あの、課長、このとおりだべども、ちょっと聞いただけではなかなか分からなくて、要領よく分かり易いように。
- 道路河川課長（福田 繁）今のその定義付けによりまして、毎年あるわけではありませんので、さっき申し上げましたとおり、あのその10年確率の凍結指数を超える低温が伴った場合ということで、今回平成24年度に、今の2月低温で大仙市の場合対応なつたと、こういうふうになってございます。
- 委員（高橋幸晴）この補助事業で、当市にはそういうある程度の金額割り当てというのがあるもんだしか。
- 道路河川課長（福田 繁）割り当ては特別、秋田県全体の枠もありませんし、大仙市の枠もありません。
- 委員（高橋幸晴）そうすれば各地域で調べて調査して、そして補修が必要だという場合を申請してやれば予算が付いたということか。
- 道路河川課長（福田 繁）今回の凍上災にあたりましては、今採択なつた地域外はゼロな訳ですけども、一律に8地域において、今の凍上災に該当するかどうかというのを各地域の方に支所の方に調べてくださいという申し入れをしたところ、今回あがっていない地域につきましては凍上災の条件にあわないということでゼロなつてございまして、今の該当になる部分につきましては、1億7,800万の査定をうけたと、こういうこととございます。
- 委員（高橋幸晴）はい、わかりました。
- 委員長（竹原弘治）ほかにございせんか。はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤隆盛）予算説明書の17と21、維持管理とか道路改良、補正額、たとえば17ページの場合だども、補正やっているとか、それから今の21ページでも600万の補正があるということは、当初予算は使い切ってるもんですか、それで足りねって、まずこれ1点、どういう状態になっているしか、この補正前の当初予算ででた額が、今の補正900万だしと、と合わせて、もしそれだとすれば、今の補正前額と書いている前の額の執行率というかこのものはどのようになつておるんだべがなということ、この2点をお願いします。
- 道路河川課長（福田 繁）今の道路維持管理費と道路改良事業費の補正の使い方ということでございますけれども、使い切つたかどうかというお話しなんです。
- 委員（佐藤隆盛）補正額は出す以前に、補正前の金額出して。
- 道路河川課長（福田 繁）当然、当初予算の分につきまして。
- 委員（佐藤隆盛）ゼロだが。

- 道路河川課長（福田 繁）ゼロではないですが、今の要望箇所が、今ある予算の中では対応しきれないということです。補正をお願いするということです。
- 委員（佐藤隆盛）確認。
- 道路河川課長（福田 繁）いま、予算の執行状況でございますが。
- 委員（佐藤隆盛）なんぼぐれなっているもんだ。
- 道路河川課長（福田 繁）全部の8地域の道路維持管理費の2億7,200万の執行率というお話しですよ。
- 委員（佐藤隆盛）要はなににして聞くかといえ、とにかく付いたものは早く出せ、でかしてもらって、予算、不用額を少なくして、後からなってお金がないとか出てくるもんだから、たとえば、水路関係とかなれば秋でねばできないとかと分かるんだけど、それ以外の維持補修とかできるでねが、だからどんどん早くでかしてもらって、われわれ常にそう思っているもんだから、だから今現在、執行率だいたいでも分かればいい。今出ねばでねたていいども。
- 道路河川課長（福田 繁）すみません、執行率につきましては、いま調査させていただきますので後で報告させていただきます。
- 委員長（竹原弘治）課長、執行率は今、後ほどということですけども、今言ったその事業着手の関係について、当該課長としては、どのような説明といえますか、判断されているか、分かり易く、もし出来れば説明いただきたいと思えます。
- 道路河川課長（福田 繁）たとえばですけれども、道路維持管理の神岡の地下道ポンプとかという、今あの補正をお願いした経緯がございまして、当然予測される項目であったんですが、当初予算で削られたというのもありまして、やはり緊急性があるということ踏まえますと、今回のこういった豪雨がたびたびあるものですから、何とか早期にお願いしたいということで、今回の補正にお願いしたと、こういうことでございます。ですのすべからくあの、南外におきましても100万円の工事費ついていますけれども、今の凍上災の残った部分を採択いただけなかった部分を単独費でこなすということもありましたので、こういったのを積み上げさせてもらったということでございます。
- 委員（佐藤隆盛）さっきの続きでございますけれども、だから、今橋本議員も言ったように、なんとか各支所の、できれば各支所毎にどのぐれに状況になっているかということも、もし、全般でなく、執行率です。なんとかそのあれを見せて頂きたいと思えます。
- 委員長（竹原弘治）各支所毎の24年度の執行率を後ほど提示していただきたいと

思います。

○道路河川課長（福田 繁）今、あの調べさせて後でご報告させていただきます。

○委員長（竹原弘治）その他にございませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛）もう一つ、19ページ、説明書の、この前にもちよっと、この高圧洗浄のことで、これあのあれだしか、冬場は絶対やられないことだしべな、まず、なんでやられないことだということだども、なんでつうことは、雪あつて寄せられないから、できねっがってことだが。

○道路河川課長（福田 繁）今のこのバキュームの使用につきましては、やはりあの側溝の汚泥の業務をこなすわけでございますので、雪が降って押された側溝にホースをつっこんで汚泥をとるというのはなかなか困難なのかなというふうに考えております。

○委員（佐藤隆盛）それからあのこれはあの、要望されれば初めて動くことになっている、それとも大体定期的にとか、回るような計画というか、どっちなしべなと思つて。

○道路河川課長（福田 繁）この施工する箇所につきましては、各支所の方をお願いをしております、各支所からあがったものを取りまとめて、月間の計画を作つて出動していると、こういうことでございますので、我々が全地域を把握しているわけではございませんので、各地域の方に要望箇所があつたらお知らせ下さいという形で取りまとめをしております。

○委員（佐藤隆盛）これは、汚泥の吸い上げたものは処理料としてほとんど8割9割だというふうに聞いてるしども、この補正の中もだども、たとえばしよ、去年の当初では80何件だか見てらっけども、確かそうなつてらつたしよな、回数、汚泥のこの中さ書いているのは、たとえば162トンとか書いてるしども、回数はなんぼくれなつていのかわからねしども、出動回数というか汲み上げ回数というか、この19ページの説明書の中で。

○道路河川課長（福田 繁）今の補正に対する出動回数につきましては、46回を見込んでございます。

○委員（佐藤隆盛）それから、要はその期間中は金がねとか、あつたて予算を補正が付いたということは、金がねとかでねぐ、やつてくれていえば期間内であれば、合えばやつてけるということだしな。いや、ねくてとかつて言われねように、期間中であれば。

○道路河川課長（福田 繁）5月から11月までの作業期間を計画してございます、

その間に要望があった場合は、今回みたいに当初予算使い切った場合には、要望あった場合は、今回みたいに補正をお願いして、対応していきたいというふうにしております。

○委員（佐藤隆盛）（佐藤隆）あくまで当初予算でどんどとやってけると、わかりました。

○委員長（竹原弘治）その他にございませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤清吉）19ページの除雪対策費、これっていうのはあれだしかあのたとえば各地域においては、土建業者の方々をお願いしてるわけですね。除雪の業者、たとえば、組合でやっているところというのはどのくらいあるもんですか、たとえば南外は組合主なんだけれども、太田かどっかあったとおもったんだけれども。

○道路河川課長（福田 繁）ちょっと時間をもらってよろしいでしょうか。

○委員長（竹原弘治）会議を休憩します。

午前11:08 休憩

午前11:10 再開

○委員長（竹原弘治）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

まず最初に、今の佐藤委員の質問の答弁をお願いします。

○道路河川課長（福田 繁）8地域におきまして7団体が該当になります。

○委員（佐藤清吉）7団体が組合、ということは8地域の中で7地域が組合に除雪を委託するということ、土建業者の人方というのは、いわゆるあの組合といいながらも土建業者に委託しているのが大部分だと思うんだけれども、まったく組合というのは、たとえば合併以前に除雪頼んでおったオペレーター方、それが組合を作っているという、そこが組合だわけ、これが結局南外ともう一つあるはずなんだよ、あとは土建業者の人方に委託しているはずなんだよな、そういう違い、そういうことでねしか。

○道路河川課長（福田 繁）もう一度お話しいたしますが、委託業者の内訳と致しましては、業者が58社でございます。個人が7、企業体といたしましてが2、受託会が6、合わせますと73委託者で大仙市全域を網羅してございます。

○委員（佐藤清吉）それっていうのは全部、委託というのは入札とか随契とか、どっちでやっているもんだげ。

○道路河川課長（福田 繁）随意契約で各支所毎に契約をなさっております。

○委員（佐藤清吉）たとえば南外の場合、組合でやっている除雪する場所と、業者が

やっているところ2社はいつているだよな、その業者の人方もそうすればあくまでも随契でやっているとうことの解釈だしか。

○道路河川課長（福田 繁）そのとおりでございます。

○委員（佐藤清吉）随契でやらなければならない理由というのは、普通であれば業者であれば普通入札とかっていうのが基本的な考えだと思っただけけれども。そこらへんちょっと。

○道路河川課長（福田 繁）南外に限らず、全地域そうなんですけれども、やはり路線を知っていると、長年やってきていただいているということもありますし、当然それに対応した重機も備えられているということもありますでしょうし、協力を頂いて大仙市道の除雪をやっていただくという業者さんでございまして、そいった点を踏まえまして、随意契約でお願いしているということでございます。

○委員（佐藤清吉）たとえば、南外の組合に関しては、重油とか軽油とかっていうのは全部組合で払っているんだしか、除雪に使われるいわゆる重油とか軽油とか使われるとおもうんだけれども、それっていうのは組合で。

○道路河川課長（福田 繁）組合で

○委員（佐藤清吉）払っているんですか、もし重機、除雪機の機械が故障おきた場合市でやっているんだよな。

○道路河川課長（福田 繁）当然、大仙市の方で対応してございます。

○委員（佐藤清吉）業者の場合は、それは無いでしょう。土建業者の場合、重機がこわれた場合というのは。

○道路河川課長（福田 繁）自分達でやる。

○委員（佐藤清吉）自分達でやるんだよな、だから、そこらへんがどうなのかなとちょっと考えるんだけれども、だから組合、単価もかなり違うから、それもわかるんだけれども、土建業者と組合の単価な、1時間当たりの単価も分かる。差があるのもわかるんだけれども。なんかあのそこらへんもう一回。

○道路河川課長（福田 繁）いま、先生おっしゃったとおり、貸与する場合の1時間当たりの重機の単価と自社で持っている単価と契約する単価というのは、倍くらい違うわけですので、その1時間当たりの単価の差を付けていることはもちろんある訳でございますけれども、そういった契約をしてございます。

○委員（佐藤清吉）たとえば組合であれば、それはそれでいいと思っただよ、ところが業者に対しても、あくまでも随契でやるっていうことが、それが妥当なのか、業者というのはあくまでも入札でやるべきものでないのかなという、さっき言ったよ

うに道路が分かっているとか、そういう問題でなくて、その地域さ行けばどこの業者であっても場所分かるんだから、そうやるべきではないのかなという感じもするんだけど、それについては、なんたなもんだしか。

○委員長（竹原弘治） 暫時休憩いたします。 11：25分まで休憩いたします。

午前11：13 休 憩

午前11：25 再 開

○委員長（竹原弘治） 休憩前に引き続き、会議を再開します。それでは課長、答弁願います。はい、田口部長。

○建設部長（田口隆志） 私の方から、除雪に件につきまして、私の方から一回答弁させていただきますと思います。佐藤議員の方のご質問でしたけども、基本的に除雪作業を請負、一般競争入札というような話もできましたけども、その件でしたけども、いづれわれわれは、国なり県なり幹線道路と違って、市道というのは本当に生活道路でありますので曲がりくねった細い道路も沢山あるということで、私はその一般競争入札というのは、なじまないじゃないかと考えております。というのはやっぱりそういう市道を除雪するためにはやっぱり、そのかなりの実績が必要であるということ、これは住民の方々に不安を与えない、または安全・安心に除雪作業をするためには、これやはり経験なり、会社なり組合の方々もおられますけども、保有する機械、またはオペレーターの状況等、これをみてやっぱりその随契でずっとやってきましたし、これからも随契という形でやり方でやらざるを得ないでないかと考えております。毎年除雪作業をお願いする業者さん等との懇談会設けてますけども、やはりどこも機械の保有というのが非常に厳しくなっていると、やはり除雪作業だけで使う機械を持っていく、保持していくというのは非常にわれわれも厳しいだよという話も、よく聞かれますし、またオペレーターについても高齢なってきたということで若い方々を育てていくというのは非常に、なかなかそこまで手が回らないというようなそういう実情も話を聞いております、そういうことを考えますと、やれるひと一般競争入札で公募かけるという手も確かにあるにはあるんですけども、やっぱり地域の雪対策は地域の方々で、実情よくわかる方々で、これからもやっていただきたいというのが私の考えでありまして、そのためにもやはりその機械を保有し、またその運転手を保有するだけ、やっぱりこう会社をもっていくというのは、単発で競争の世界でやっていくというのは非常にむずかしいのかなということで、随契である程度、業者、特定になってしまうんですけども、そういう形で除雪体制

をやっていく方を育てていくというのも、私、これから非常に大切な部分でないかと考えているところでありまして、今のところ一般競争という考えは我々は持っていないところがございます。たしかに業者さんいる方々、地域にいる方々全員がその、そういう作業に携われるというのは、一番最良の形ですけれども、なかなかそうもいかないということですので、やはりその機械あってオペレーターがいるという、そういうその実績、その辺をみてわれわれは業者さんを決めさせて頂いているというのが実情でございます。ただあの地域の方々に、やっぱり業者さん同士で連携して、調整して、たとえば組合組織にして、組合としてやりましょうという体制になって頂ければ、私は非常にいいというふうに思ってるんですけども、なかなかそういう体制まで進めない状況です。私はあの一年ごとの除雪の契約というのはやはり業者さんにだいぶ負担がかかるということで、できれば、近い将来はその2年なり、3年継続での契約をして、できるだけその除雪業者さんを育てていくということ、これから少し力を入れたいと考えているところでもありますので、除雪の体制につきましては、これからいろんな意見の方もおるとお思いますので、その辺調整しながら勉強して、これからずっと除雪を維持させるというようなことは非常に大変な問題だと思っておりますので、われわれも少しいろんな各方面とも話を聞きながら勉強させて頂きたいと思っております。したがってまず当面は随契の形で、今まで安全にやって頂いた業者さん、実績を十分考えて随契方式という考えでもう少しやらせて頂きたいというふうに考えているところがございます。以上です。

○委員（佐藤清吉）いま、部長の話で、たとえば組合を作ればいいということになるわけ。さっき、なんか組合を作ってもらえれば良い話ちょっとしたんだけど、たとえばいま、うちの方は組合ができあがって組合でまず頑張ってもらってる、今、参入しようとしているのは建設業協会なわけ、それというのは要望書も出ているんだよな、要望書出てると思うし、だから要望書が出ているなかで、そうすれば協会の人方が組合作って、今の組合と一緒にやりますかということをやればできるという解釈なのかな。

○建設部長（田口隆志）そういう組織を作りたいというのは、私はやっぱりその地域は地域で自分達の地域の除雪をまず、やるんだよってという気持ちになっていただきたいということで、ただ組合組織にすればいいという問題ではないと思っています。ただ、そのオペレーターさん一つの会社ですとこう、この人がダメになったときはこの人と、すぐ出せるような体制、一社だけでは大変だという時代もこれ

から来るかもしれませんが、機械も一社だけで保有するというのも難しい状況になってくるんじゃないかなというところも考えますと、私は将来的にやっぱりそういう除雪に携わって頂ける方、こういう方々で組織を作って頂いて、我々はその組織と地域毎に随契で契約すると、あとその動くにあたっては、組織の中でいろいろ割り振りしてやってもらうというのが、私の一番こう、我々としてもやりやすいし、地域の方々にとってもうまく行く形ではないかなと思っているところでありまして、ただ、そういう組合を作ってもらえばいいというだけの話ではないので、そのあたりはよろしくお願ひしたいと思います。

○委員（佐藤清吉）なんかちょっと納得行かないところあるな。南外のこと見てみると確かすごくまじめに朝早くから頑張っているもらってる、それは事実、除雪もすごくうまい、それは私も確認しています、ただ、その中であって、ただ朝一番に除雪したとしても、ちょっと離れているところだと、車通るところで離れているところであった、その中でできなかつたところとちょっと聞いているので、そこらへん踏まえていかなければ、たとえば、朝行けなくて夕方に除雪したとかつてあったようだし、んだがらこういろんな中で、ちょっと考えを変えて、さっき言った競争入札云々は別にいいんだ、随契でもいいんだけど、そういった要望に対しての明確な回答がもっときっちりした中で出してもらえればな、まだちょっとピンときていないところちょっとあるので、そこらへんちょっともしお願ひできればなど。

○建設部長（田口隆志）いずれあの除雪は先の長い終わりのない作業でございます。やっぱりあの市民の方々の安全を守るためにどういう形が一番いいのかと、やっぱり我々もこれからいろいろ関係者から話を聞きながら勉強していかなければならないというふうに思っています、やはり一頃は非常にそのかなりそういう関係の建設業関係も非常に仕事も多くてかなり活発な時代、今そういう時代でないで、こういう時代に合わせて除雪のやり方というの、我々、もう一度考えなければならぬ時期でないかなと私は思っているところであますので、これがいいとか、これがいいとかいう、いまそういうちゃんとした案はつきり明確な答弁出せないで非常に申し訳ありませんけども、いずれそのへんはこれから、議員の皆さんの話も意見も聞きながら、我々としても少し勉強していかなければならないなど感じているところでございますのでどうかよろしくお願ひします。

○委員（佐藤清吉）そこらへん、考えてもらえる。

○委員長（竹原弘治）よろしいですか。はい、その他になにか。はい、千葉委員。

○委員（千葉健）関連してなんだけど、私はこの委員会さ長く入っているからわか

るんだけど、たとえば今の件に関してよ、市の除雪機械を貸与受けてやっている機械は何台、それから土建業者が自前で持っている機械は何台、そして貸与受けた場合は、キロメートルの単価がなんぼどかよ、それから自前でやっているのはなんぼどかってそういう説明の仕方をすれば、もっと分かりやすいんでね。

○道路河川課長（福田 繁）単価は一覧表ありますので、県の単価と一緒になんですが、それに基づいて契約してございます。

○委員長（竹原弘治）はい、いいですか、そうすれば、ほかになにかございませんか。
はい、福田課長。

○道路河川課長（福田 繁）先程の宿題言いつけられた件なんですが、よろしいでしょうか。

○委員長（竹原弘治）分かりましたか。

○道路河川課長（福田 繁）まとまりました、すみません遅くなりました。当初予算の執行率のお話を佐藤議員のほうからありましたので、道路維持管理費につきましては、大仙市全体で70.02%の執行率でございます。もう一つ道路改良事業費でございますが63.12%の執行率でございます。以上でございます。

○委員長（竹原弘治）各支所毎のあれはいいですか。いいすか佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛）いいです。

○委員長（竹原弘治）はい、分かりました。その他に、特になければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（竹原弘治） 次に議案第148号、平成24年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。足達水道課長。

○水道課長（足達 隆）議案第148号 平成24年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の27ページと資料No.2-1、主な事業の説明書の24ページを合わせてお願いしたいと思います。

今回の補正は、議案第144号及び147号でご説明申し上げましたが、中仙地域の豊岡地区簡易水道事業における橋梁添架配水管布設替え工事を実施する経費の補正でございまして、歳入歳出予算にそれぞれ941万2千円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ10億9,005万4千円とするものでございます。

補正予算書、32ページをお願いいたします。事項別明細書により、歳入から順にご説明申し上げます。

歳入、4款・繰入金・1項・1目・一般会計繰入金は、934万7千円の補正。5款・繰越金・1項・1目・繰越金は、前年度繰越金として6万5千円の補正でございます。

33ページになります。歳出、1款・総務費・1項・1目10事業・一般管理費は、中仙地域の豊岡地区簡易水道事業における橋梁添架配水管布設替え工事に係わる工事請負費といたしまして941万2千円の補正でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） 当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） では、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（竹原弘治） 次に議案第149号、平成24年度大仙市農業集落排水事業

特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。岩谷下水道課長。

○下水道課長（岩谷友一郎） 9月補正予算書の35ページをご覧願います。

議案第149号、平成24年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正は、議案第140号及び147号でご説明いたしましたが、協和・太田地域の修繕並びに消費税に係る農業集落排水維持管理費の補正及び角間川地区農業集落排水事業費に係る補正で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,772万1千円を追加し、補正後の予算額を12億1,796万8千円とするものであります。

41ページをお願いいたします。歳入につきまして、3款・県支出金は、農業集落排水事業県補助金として600万円の補正であります。4款・繰入金は、一般会計繰入金として581万9千円の補正。5款・繰越金は、前年度繰越金として2万4千円の補正。6款・諸収入は、汚水柵設置費負担金として47万8千円の補正であります。

42ページになります、7款・市債は、農業集落排水事業債として540万円の補正であります。

43ページになります。歳出につきまして、1款・総務費・10事業・農業集落排水維持管理費は、協和地域の中継ポンプ通報装置3台の交換修繕、処理場の汚泥供給ポンプ2台のオーバーホール修繕及び太田地域処理場のぼつき攪拌装置のオーバーホール部品交換修繕料として合わせて需用費294万9千円の補正、公課費につきましては、23年度決算の実績における、24年度への事業の繰越などの影響による消費税の納税額の変動に伴い、277万2千円の補正で、合わせて維持管理費572万1千円の補正であります。

44ページになります。同じく歳出、2款・事業費・10事業・農業集落排水事業費補助分は、角間川地区農業集落排水事業における、長時間停電に備えた補助電源施設整備一式に係る事業費の追加割り当て分としまして、工事請負費1,200万円の補正であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） 当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、なにかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、昼食のため、午後１時まで休憩いたします。

午前 11 : 41 休 憩

午後 1 : 00 再 開

○委員長（竹原弘治） それでは休憩前に引き続き委員会を再開いたします。議案第 173 号平成 23 年度大仙市上水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

決算の審査に当たっては、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、事務事業の執行が法令及び条例等に基づき適正に処理されているかなどにつき、監査委員の審査意見書等を参考に審査したいと思います。

それでは、当局の説明を求めます。足達上水道課長。

○上水道課長（足達 隆） 資料No. 1、議案書の末尾になりますが、41 ページをお願いいたします。

議案第 173 号平成 23 年度大仙市上水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、別紙監査委員の意見を附して議会の認定をお願いするものでございます。

配布しております、資料No. 4 の平成 23 年度「大仙市公営企業会計決算書」の後半になりますが、大仙市上水道事業会計決算書をご覧いただきたいと思います。

始めに、事業報告書の中の給水状況につきまして説明させていただきます。決算書 12 ページをお願いいたします。概況の総括事項の給水状況でございますが、年度末の給水状況は、給水戸数が対前年度比で 166 戸増の 1 万 3,795 戸、給水人口は、対前年度比で 105 人増の 3 万 4,393 人となっており、計画給水人口 3 万 3,517 人に対する普及率は 22 年度に引き続き 100% となっております。

す。

年間総配水量及び総有収水量ですが、経済状況の悪化等により、大口需要者の使用水量が減少したことなどから総配水量は対前年度比で13万8,623立方メートル減の428万4,836立方メートル、総有収水量は対前年度比で8万9,920立方メートル減の391万8,054立方メートルとなっております、有収率は、対前年度比0.83ポイント増の91.44%となっております。

また、1日平均配水量は1万1,739立方メートル、1日最大配水量は、1万4,802立方メートルでございます。これは8月27日にできたものでございます。

それでは、平成23年度大仙市上水道事業の決算につきまして、ご説明申し上げます。

決算書の2ページ3ページでございます。収益的収入及び支出の、収入 第1款、上水道事業収益は、予算額8億9,54万8千円に対し、決算額は8億6,171万4,443円で予算額に対しまして、2千883万3,557円の減となっております。内訳ですが、第1項・営業収益は、予算額8億5,950万2千円に対しまして、決算額が8億3,140万8,863円となっており、2,809万3,137円の減となっております。主な収入は、水道料金の8億2,405万6,820円となっております。対前年度実績比較では、これは税込みでございますが、1,956万円余りの減となっておりますが、その要因といたしましては、経済状況の悪化等により、大口需要者の使用水量が減少したこと及び節水意識の定着が進んでいることが背景にあると考えてございます。

第2項・営業外収益は、予算額1,922万8千円に対しまして、決算額が1,841万8,426円で80万9,574円の減となっております。主な収入は、補償金1,431万1,206円、他会計負担金298万9,600円、受取利息50万2,409円等でございます。

第3項特別利益は、予算額1,181万8千円に対しまして、決算額が1,188万7,154円で6万9,154円の増となっております。これは、金谷ポンプ場用地売却益でございます。次に、支出・第1款上水道事業費用は、補正後の予算額7億9,275万3千円に対しまして、決算額は7億3,729万5,257円で、不用額が5,545万7,743円となっております。内訳でございますが、第1項・営業費用は、補正後の予算額6億8,948万2千円に対しまして、決算額は6億3,923万6,774円で、5,024万5,226円の不用額と

なっております。主な支出といたしまして、原水及び浄水費が1億1,550万4,582円、配水及び給水費が5,242万2,261円、業務及び総係費が1億5,529万4,871円、減価償却費が2億3,190万9,406円、資産減耗費が8,410万5,654円でございます。第2項・営業外費用は、予算額1億77万1千円に対しまして、決算額が9,689万8,153円で387万2,847円の不用額となっております。主な支出といたしまして、企業債支払利息が6,403万4,453円、消費税が2,742万3,700円などがございます。第3項・特別損失は、予算額100万円に対しまして、決算額が116万330円で、16万330円の増となっております。主な支出といたしまして、時効完成分水道料金不納欠損額の55万4,960円と過年度水道料金の漏水認定等によります減額60万5,370円でございます。不納欠損の内訳でございますが、死亡が2人で1万1,200円でございます、倒産4件で5万2,850円でございます。行方不明が43人で49万910円でございます。第4項・予備費の支出はございませんでした。

次に、4ページ5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款・資本的収入は、補正後の予算額2,017万7千円に対し、決算額が1,911万6,874円で106万126円の減となっております。内訳としまして、第1項・工事負担金は、補正後の予算額2,002万8千円に対しまして、決算額が1,903万7,838円で、99万162円の減でございます。これは、大曲駅前第2地区土地区画整理事業に伴う配水管移設工事負担金でございます。第5項・固定資産売却代金は、予算額14万9千円に対しまして、決算額が7万9,036円で、6万9,964円の減となっております。これは、金谷ポンプ場用地売却代金でございます。

次に、資本的支出でございますが、補正後の予算額2億4,722万5千円に対しまして、決算額が2億3,483万8,661円で1,238万6,339円の不用額となっております。内訳といたしまして、建設改良費は、補正後の予算額1億3,382万6千円に対しまして、決算額が1億2,143万9,738円で1,238万6,262円の不用額となっておりますが、工事請負費が14件で1億88万7,150円、管路図台帳作成372万7,500円、営業設備費として1,536万500円、大曲駅前第2土地区画整理関連工事負担金といたしまして、146万5,038円となっております。第2項・企業債償還金は、予算額1億1,339万9千円に対しまして、1億1,339万8,923円の決算額ですが、財

政融資の定期償還額 7, 222万4, 805円、金融公庫の定期償還額 4, 117万4, 118円となっております。欄外に記載してございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 2億1, 572万1, 787円は、減債積立金 1億円、建設改良積立金 1億円、過年度分損益勘定留保資金 996万4, 072円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 575万7, 715円で補填してございます。

6ページをお願いいたします、平成23年度大仙市上水道事業損益計算書でございます。1の営業収益でございますが、給水収益 7億8, 481万6, 020円の他、その他の営業収益とあわせて 7億9, 193万6, 652円の収益に対し、2の営業費用は、原水及び浄水費以下の合計が 6億3, 338万2, 570円となっており、営業利益は、1億5, 855万4, 082円でございます。3の営業外収益ですが、受取利息のほかあわせて、1, 839万2, 742円の収益に対しまして、営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費ほか、合わせまして 6, 947万4, 453円となっておりまして、5, 108万1, 711円の損失で、経常利益は 1億747万2, 371円でございます。5の特別利益は、固定資産売却益 1, 188万7, 154円で、6の特別損失、過年度損益修正損 116万330円を差し引いた 1, 072万6, 824円を経常利益に加えた当年度純利益は、1億1, 819万9, 195円で、前年度繰越利益剰余金 6, 278万6, 723円を加えた当年度、未処分利益剰余金は、1億8, 098万5, 918円となっております。

次に7ページでございますが、大仙市上水道事業剰余金計算書でございます。利益剰余金の部の、ローマ数字Ⅰの減債積立金は、前年度繰入額が 1億円、企業債償還分としての取り崩しが 1億円で、当年度残高は 1億5千万2, 622円となっております。ローマ数字Ⅱの建設改良積立金は、前年度繰入額 1億円、取り崩し 1億円で、当年度残高は、2億1, 460万円となっております。積立金の合計は 3億6, 460万2, 622円となっております。ローマ数字Ⅲの未処分利益剰余金は、損益計算書で説明し申しましたが、当年度未処分利益剰余金は、1億8, 098万5, 918円となっております。資本剰余金の部のローマ数字Ⅰの寄付採納に係る受贈財産評価額の当年度発生額は、920万8, 091円、ローマ数字Ⅲのその他資本剰余金としての工事負担金などの当年度発生高は 1, 911万6, 874円で、各年度末残高の合計である翌年度繰越資本剰余金は、23億3, 476万911円となっております。

次に8ページでございます、剰余金処分計算書でございます。当年度未処分利益

剰余金 1 億 8, 0 9 8 万 5, 9 1 8 円を、減債積立金に 1 億円、建設改良積立金に 5 千万円をそれぞれ処分することとし、翌年度繰越剰余金として 3, 0 9 8 万 5, 9 1 8 円を予定するものでございます。

次に 9 ページでございます、貸借対照表でございますが、資産の部でございます、1 の固定資産の (1) 有形固定資産につきましては、土地、立木、建物等の各年度末残高に千の建設仮勘定を加えた、有形固定資産の合計は、6 5 億 3, 5 8 1 万 9, 7 5 8 円となっております。(2) の無形固定資産は、電話加入権、庁舎利用権の合計で 1, 9 9 0 万 5, 2 5 1 円で、固定資産合計 6 5 億 5, 5 7 2 万 5, 0 0 9 円となっております。2 の流動資産は、現金預金、未収金、貯蔵品であり、流動資産の合計は、1 3 億 2, 2 2 4 万 4, 9 1 2 円となっております。3 の繰延勘定は、開発費が 1 千万円となっており、資産の合計は 7 8 億 8, 7 9 6 万 9, 9 2 1 円となっております。

1 0 ページをお願いいたします。負債の部でございますが、4 の流動負債は、未払金、預り金等で、負債の合計は、4, 5 7 0 万 5, 9 7 0 円となっております。

次に資本の部ですが、5 の資本金は、自己資本金及び借入資本金としての企業債の合計で、4 9 億 6, 1 9 1 万 4, 5 0 0 円となっております。6 の剰余金は、(1) の資本剰余金が、受贈財産評価額、寄付金、その他の資本剰余金で、2 3 億 3, 4 7 6 万 9 1 1 円となっております。(2) の利益剰余金は、減債積立金、建設改良積立金、当年度未処分利益剰余金で、5 億 4, 5 5 8 万 8, 5 4 0 円で剰余金の合計は、2 8 億 8, 0 3 4 万 9, 4 5 1 円となっております。

以上によりまして、資本の部の合計が 7 8 億 4, 2 2 6 万 3, 9 5 1 円で、負債・資本の合計が、7 8 億 8, 7 9 6 万 9, 9 2 1 円となっております。

2 2 ページから決算附属書類を添付してございますので、ご参照願いたいと思います。なお、委員会資料、上水-1 の 1 ページと 2 ページに、平成 2 2 年度との決算比較表を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） はい、では、当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。なにかございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に委員会審査報告書を作成するにあたり、監査委員の決算審査意見書を参考に
して、付すべき意見があれば意見を調整して報告したいと思います。

また、意見の調整については、休憩をして進めたいと思います。これにご異議ご
ざいませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治）異議なしと認め、そのように決定します。それでは暫時休憩し
ます。

午後 1 : 1 8 休 憩

午後 1 : 1 9 再 開

○委員長（竹原弘治）休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

休憩中に審査の意見調整をしましたが、特に意見を付すべきことがないようです
ので、そのようにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治）異議なしと認めそのように決定しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治）討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治）異議なしと認め、本件は、認定すべきものと決しました。

○委員長（竹原弘治）次に、所管事務にかかる閉会中の継続審査および調査に関する
件についてお諮りいたします。

お手元に配付いたしました案件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査
および調査の申し出をしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治）異議なしと認め、そのように決します。

○委員長（竹原弘治）次に、委員派遣の承認要求についてお諮りいたします。

10月17日から19日までの期間、所管する事項について行政視察を行うため、議長に対し、委員派遣の承認要求をしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(竹原弘治) 異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、詳細については、閉会後に事務局より説明をいただきます。

以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は、すべて終了しました。

なお、本委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長(竹原弘治) 次に建設部長より「大仙市LED街路灯ESCO事業について」の報告がありますが、準備がありますので、暫時休憩いたします。

午後1:21 休憩

午後1:25 再開

○委員長(竹原弘治) では、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、当局の説明を求めます。福田道路河川課長。

○道路河川課長(福田繁) はい、委員長。委員の皆様方には大変貴重な時間をいただきまして感謝申し上げます。大仙市LED街路灯ESCO事業につきまして、契約者が決定いたしましたので、これまでの経緯と今後のスケジュールにつきまして、ご説明をさせていただきます。ESCO事業による街路灯のLED化のため、公募型プロポーザルを行い、事業者といたしまして、大曲仙北電気工事協同組合と契約を締結したところでございます。対象施設は市内の街路灯、地下道、公園灯のうち、9,045灯で事業費の上限額は2億3千万、期間は2023年12月末日まででございます。事業者は設計施行、施工管理と関連業務、手続きと関連業務、設備の維持管理、省エネルギー量の計測、検証、エネルギー削減の保証業務、期間終了後の設備の所有権移転を行うことといたしまして、初年度、今年でございますが、全

物件を改修いたしまして、以降は改修施設のメンテナンスを行う、こういう事業でございます。それでは、お手元に配付しております、資料でご説明をいたします。最初に事業の概要でございます、目的は記載のとおりでございます、基本的には二酸化炭素排出量を削減するということと、維持管理コストの削減するものでございます。数値目標につきましては、平成24年度中に改修をし、改修後10年間で削減される維持管理経費の範囲内で、事業費を賄い、さらなるコスト削減をするものでございます。事業のメリットにつきましては、記載のとおりでございます。中程をとばしまして下の方でございますが、今までの事業経過についてご説明をいたしますが、6月1日に事業参加及び提案の募集を開始してございます。それに伴いまして7月11日に提案内容、ヒアリング及び提案書の選定を行ったところですが、当初参加表明数は3社ございましたが、うち1社は提案を辞退されまして、最終的には技術提案者数2社によって、審議をしたところでございます。それに伴いまして、中段になりますが、ESCO事業者の契約が整った次第でございますが、ESCO事業者は、大仙市福田町12番60号大曲仙北電気工事協同組合、代表理事 吉田俊夫氏と契約を結んでございます。契約日は8月9日でございます。契約金額は2億3千万、年度別支払い額でございますが、本年度は1,150万、25年度から33年度までは2,300万、最終年度の平成34年度は残りの1,150万円でございます。契約期間につきましては8月10日から平成34年12月31日でございます。先程申し上げましたが施設の改修期間につきましては、今年の12月31日をもって改修期間としてございます。ESCOサービス期間といたしましては、来年の1月1日から34年の12月31日でございます。対象施設数は先程も申し上げましたが、9,045基でございます、内訳といたしまして街路灯が8,850、地下道が170、公園灯が25基でございます。ただし、現地精査及び改修実施の結果、最終的には増減が想定されてございます。経費の削減額でございますが、10年間で5億2千万を見込んでございます。経費削減保証額は2億9千万でございます。右の方でございますが、写真を添付してございまして、改修するイメージの写真でございます。改修前の街路灯、防犯灯、こういう形で今現在あるわけでございますが、ただし、2段目の写真につきましては、改修対象外ということで、写真を添付させてもらってます、一つはワット数の高い道路照明あるいは上向きの光を放つ照明灯については、今回の9,045基から除外をしてございます。次に2ページ目お願いいたします、維持管理費がこういった形で試験されるかというのをまとめた資料でございまして、改修等後はESCO事業者が10年を保証す

るといふふうになってございまして、玉切れなどの修繕費及びメンテナンス費用は不要となりますので、修繕量が削減されることとなります。改修前は年1,480万円相当、修繕料として投資してございましたが、それが無くなるということですので、10年間で1億4,800万円削減なるということでございます。もう一つ電気料金でございますけれども、LED灯への改修によりまして、電力量が低下いたします、したがって、当初改修前でございますが、年間の電気料金が約5千万円でございます、それが改修されることになると、1,280万円になります。したがって、差引3,720万円、10年間で3億7,200万円の削減額を予想しているところでございます。したがって、下段に書いてますが、維持管理費削減額及び市の保証利益2億9千万までの記載のとおりでございます。右の方でございますが、事業対象外とした照明もございまして、街路灯、公園灯、商業灯につきましては、記載のとおりでございます、たとえば街路灯でいきますと電球が200ワットを超えるものとか、既にLED化されているものにつきましては、今回の事業から対象外とさせてもらっております。その理由につきましても記載のとおりでございます。街路灯につきましては、ワット数の高いものについては改修費用が高額であるとか、ワット数の高いLED照明はまだ開発途上であって、改修には時期尚早ではないかというようなことも取り入れまして、対象外とさせていただいております。今後のスケジュールでございますけれども、今現在組合の方で現地の方を踏査いたしまして、いろいろと調査をしているところでございまして、先程も申しましたけれども、雪降る前にはすべての9,045基につきましては、改修を終えたいということで、今盛んと準備をしているところでございます。10年間保証というふうなお話をしましたが、このESCOサービスは、天災以外につきまして修繕料は要らないといえますか、暴風とか豪雨、洪水、あるいは地震、火災等によった場合には相手先の負担というのがなくなるのかなというふうにご考えているところでございます。もう一つ資料につきましては説明は終わりますけれども、課題等がございまして、現在9,045基以外の街路灯が市内にまだあるわけでございます、たとえば太田地域と西仙北地域におきまして、集落等で管理されている街路灯があるというふうにご伺っております、特に太田地域におきましては合併する前なんです、町で付けてやって、電気料並びに維持修繕につきましては、地元の方々が負担しておったというような街路灯もあるそうです。ただし、集落戸数が減少しているという事もございまして、一戸当たりの電気料の負担が、年々増加しているというお話もございました。市の方に対しましても電気料の負担と維持に

つきまして、どうにかならないのかなというお話が、支所の方にあったと伺っております。この集落の管理街路灯につきましては、今のE S C O事業には入ってございませんので、今後どういった形でL E D化にしていくかというようなこと考えなければなりませんけれども、私どもといたしましては、平成25年度の市長とのスプリングレビューがございます、ですので、その際にこの集落管理の街路灯の取扱いについて協議をさせていただきたいというふうに考えてございまして、できるならば26年度から集落の残されたその管理街路灯につきまして、予算計上しながら、逐次整備して参りたいというふうに考えているところでございます。もう一つなんです、商業灯というのもございます、これは大仙市地域にかなりの数があるというふうに、まだ、はっきり調査はしてございませんが、あるわけでございます、これも今のE S C O事業の9,045基から除外してございます。この取扱いについても、考えなければなりませんけれども、商工観光課の方で大仙市商店街環境整備に対する補助金交付要綱というのがございまして、この要綱の中には照明施設をL E D照明に更新する場合、補助対象経費の3/4を補助すると、こういう要綱の内容になってございますので、商業灯につきましては、こういった要綱を使いながらL E D化のほうに進めていただければなと考えているところでございます。いずれにしても9,045基は今年、雪降る前に設置になるわけですが、残りについての今申しました商業灯並びに集落管理街路灯につきましては、今後検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。説明を終わります。

それとですね、今あの9,045基の実物の街路灯を目の前に展示してございますので、今灯りを点けながら担当者の方から簡単に説明いただきますので、よろしく願いいたします。

○道路河川課主査（北沢 真） そうすれば、灯具について説明いたします。資料の2ページ目、電気の契約の内訳が表であるんですが、青の表になりますが、全部で9,045、上から7,996、563、486とあるんですが、それでもっとも多く使われる7,996、それがこれになります。これが今一番設置しようとしているタイプのものなんですけども、現状でいいますとワット数でいえば40から60位の今、防犯灯、それがこれに改修されます、40から60の契約なんですけれども、L E Dになったことによって、10ワット以下の電気料で済むということになります。この灯具なんですけれども、下にあるので見にくいですが、設置間隔として、この明るさで17m先の人間が何をしているのか分かるレベルの明るさになります。

続いてなんですが、563灯、それがこれになります、ちょっとワット数の高い100ワットレベルのものになるんですけども、これを使用します。先程のものよりは、格段に数が少ないですけども、こういうのを使っているところがありまして、下のものよりはやはり現状でちょっと高いところにある、あと電柱が少ないために明るいものを着けて遠くまで照らしているというふうな所に使われます。この場合は28m先の人間が何をやっているか、顔までは分からないですが、何をやっているか分かるということになります。それで最後ですけども486基がこれになります、これは現状でいうと200ワット近くの灯具をこれに改修します、今、実際ESCO事業の前にも改修を行っているものもあるんですけども、これを使っている所もあります。これは35m先の人間を確認できます、何やっているか分かるレベルのものになります。灯具はこのようなものを使いまして、設置としては金属のバンドで固定するというふうにしております、資料の1枚目の右下の絵なんですけど、それを見ますと灯具の上に針金ではないですけども、ワイヤーで吊っているような感じの絵があります、細いワイヤーの様なものですけども、これは、もし何か落下物があつたときに、あつても、人に落ちないように安全対策をしたいということで、設置を考えております。電力側とですね、電力サイドの作業の安全上の問題からちょっと協議しているところですけども、うち方とすれば、できればこういうふうにしたいということで進めております。以上です。

○委員長（竹原弘治） 当局の説明、一応、終わりましたので、みなさんからなにかご質問。はい、高橋委員。

○委員（高橋幸晴） LED化によって、大変な経費が節減できるうえ、驚いた金額が節減できるということ、すばらしいことだなと、それで今あのお話しされた、いわゆる今回のESCO事業に含まれていないその街路灯ですけども、26年度までにやられるというようなお話しですけども、おわかりのとおり当時は大変各集落とも人が多くて、戸数も多くて、そう負担ならない程度で電気料なり修理なりやってきたわけですけども、このきてやはり戸数も少なく大変、各集落の収支の負担になっているという状況ですので、どうかそれについても考慮していただいて、早めにLED化に進めてもらいたいなど、それからこの同じく商業灯も同じです、商業灯はそれぞれ意欲があつて町並みを明るくしようということで着けられたですけども、それについても、もう店がほとんどたたんでしまつてという状況下で維持、かろうじて維持してるのも、大変な負担になってきているから、商業をPRするのではなくて、完全に今は防犯灯のような役割をなっている状態です。それもちよっ

とあの見ていただいて、そういうことに関しては、やっぱり速急にLED化していかなければならない、街路灯、商業灯ともに今、現在はとにかく防犯灯と同じような、今ESCO事業でやっているような、同じ内容の照明ですので、これについても速急に改善をしたらどうかと思います。

○**道路河川課長（福田 繁）** あの、先程も申し上げましたとおり、私あの25年度のスプリングレビューに諮るのが一番良いのかなと思っておったところでした、翌年の26年度から予算を付けていただいて、年次計画でやっていただければなと思ったところで、先程お話しさせていただきましたけれども、これも、上の方の判断でどうなるか分かりませんが、ただし、回りが全部LED化ってきて、中がとんでまたLED化というのも変なので、やはり同じ地域の中で同じように事業を進めていくというような事だろうと思います。したがって、予算も伴うことのでございますので、それも含めましてスプリングレビューに諮って、方向を決めていただきたいなと思っております。商業灯につきましても先程言いましたとおり、私どもではありませんけれども、他の部署の方で補助金の要綱等もあるようですので、併せて協議したいなというふうに考えているところでございます、ただしあの商業灯につきましても、この後の調査で一体全体どのくらいのものがあるのかなという調査とそのスタイルがみんなまちまちなのかなというふうに思っています。したがって簡単に引き取ってLEDに替えることができるのかどうか、その辺の調査も併せて必要なのかなというふうに思います。

○**委員（高橋幸晴）** 街路灯については、距離はだいぶ離れて設置しているのわけで、商業灯については、かつて店のPRも兼ねておったわけなので、街路灯よりは狭い間隔で立っている場合もあります、いまの説明でその何やっているかと分かる範囲よりも近い場合もありますけれども、そういったことはやはり防犯灯として考えた場合に、ちょっと近すぎないかということも考えられるかもしれないけれども、そのところは考えていただいて、全部がLED化しなくても、その防犯灯になりうるようなそういうことは、進めていってもらわなければいけないのではないかなと考えるわけですが、商業の人方ももういずれ全然商売してなくて、維持修理も難しいという状況まで追い込まれてきてますので、そこをなんとか判断をひとつ。

○**道路河川課長（福田 繁）** いま、先生がおっしゃったとおり、場所によっていろんなケースが考えられます、かつてに替えていいのかなというのがありますし、3つのうち2つを生かしてくださいとか、やっぱりいろんなその場所によっていろんな条件があるかと思っておりますので、その辺も含めまして調査をしたいというふうに考え

てございます。

○委員長（竹原弘治）その他にございますか。ありませんか。

○委員長（竹原弘治）はい、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛）大曲仙北電気協同組合で、理事は吉田さんなってるども、何人で組合なってるもんだしか。

○道路河川課長（福田 繁）組合の数は53でございます。

○委員（佐藤隆盛）53、このひとたちで請け負うということは、この53で何としてやるもんだべかと思って。

○道路河川課長（福田繁）この53者の中には、各地域ばらばらに散らばってございまして、その割り振りの仕事されるのは、今の組合さんの方で手配をして実施されるというふうに聞いております。

○委員長（竹原弘治）その他に、この事業につきまして、なにがございせんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○委員長（竹原弘治）なければ、ただ今の報告については、終了いたします。

これをもちまして本日予定されました委員会審査並びに、ただ今の報告すべて終了いたしましたので、当委員会を閉会します。大変ご苦労さんでした。

午後1時47分 閉 会

大仙市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会 建設水道常任委員会委員長 竹 原 弘 治